

丸森町物価高騰対策中小企業等支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、エネルギー価格等の物価高騰により、経済的な影響を受けている町内で商工業を営む法人（以下「商工業者等」という。）及びフリーランスを含む個人事業者（以下「個人事業者等」という。）の事業継続を支援するため、予算の範囲内において丸森町物価高騰対策中小企業等支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、丸森町補助金等交付規則（平成11年丸森町規則第8号。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(支援金の交付要件及び額)

第2条 支援金の交付基準は、別表第1のとおりとする。

(交付申請等)

第3条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、丸森町物価高騰対策中小企業等支援金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）に別表第2の書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 前項の申請の期限は、令和7年9月30日までとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(交付決定及び通知等)

第4条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めたときは、丸森町物価高騰対策中小企業等支援金交付決定兼額の確定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するとともに、当該申請者が指定した方法により支援金を交付するものとする。

2 町長は、前項の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

3 町長は、第1項の審査により支援金を交付しない決定をしたときは、丸森町物価高騰対策中小企業等支援金不交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消及び返還)

第5条 町長は、支援金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により支援金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 第2条の交付要件を満たしていないことが明らかとなったとき。

(3) 前条第2項により付した条件に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消したときは、当該交付決定者に対し、丸森町物価高騰対策中小企業等支援金交付決定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。この場合において、既に支援金の全部又は一部が交付されているときは、丸森町物価高騰対策中小企業等支援金返還命令書

(様式第6号)により、適当な期限を定めてその返還を命じるものとする。

(報告及び検査)

第6条 町長は、本事業の適切な実施状況等を確認するため、交付決定者に対し、必要な報告を求め、又は職員をして立入検査をさせることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年8月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

申請者	交付要件	交付対象経費	支援金の額
1 商工業者等	次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 町内に事業所又は店舗を置く商工業者等(大企業(中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律(昭和52年法律第74号)第2条第2項に規定する大企業者をいう。)を除く。)であり、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる大分類のCからRまでの産業に該当する者 (2) 今後も事業を継続する意思がある者 (3) 有資格者の役員等(法人の場合は非常勤役員を含む役員並びに支配人及び支店若しくは営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等)が暴力団員(丸森町暴力団排除条例(平成25年丸森町条例第10号)第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)でない者 (4) 暴力団員が経営に事実上参加していると警察から通報があり、又	事業を運営する上で必要な光熱費及び燃料費(上下水道料金を除く)とし、令和6年1月から12月までの期間中に支払ったものとする。	交付対象経費の合計額が24万円以上80万円未満の場合は4万円とし、80万円以上の場合8万円とする。

	は警察が認めた者でない者		
2 個人事業者等	次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 町の住民基本台帳に記録されている者、納税地（所得税法（昭和40年法律第33号）第15条第1号に規定する納税地をいう。）が本町である者又は町内に事業所若しくは店舗等を置く者であり、日本標準産業分類に掲げる大分類のCからRまでの産業に該当する者 (2) 今後も事業を継続する意思がある者 (3) 申請者又は支配人及び営業所の代表者が暴力団員でない者 (4) 暴力団員が経営に事実上参加していると警察から通報があり、又は警察が認めた者でない者		

別表第2（第3条関係）

申請者	添付書類
1 商工業者等	次の全てを添付するものとする。 (1) 令和6年分の確定申告書別表一の控（收受日付印が押されていること。e-Tax（国税庁等に係る申告等手続並びに国税の納付手続を汎用的に受付処理する国税電子申告・納税システムをいう。以下同じ。）による申告の場合は、受信通知を添付すること。）及び法人事業概況説明書の写し (2) 収支内訳書又は青色申告決算書等の写し (3) 商工業者等名義の振込先口座の通帳の写し (4) 本人確認書類 (5) 誓約書（様式第2号） (6) その他町長が必要と認める書類
2 個人事業者等	(1) 青色申告を行っている場合は、次の全てを添付するものとする。 ア 令和6年分の確定申告書第一表の控（收受日付印が押されていること。e-Tax（国税庁等に係る申告等手続並びに国税の納付手続を汎用的に受付処理する国税電子申告・納税システムをいう。以下同じ。）による申告の場合は、受

信通知を添付すること。)

- イ 収支内訳書又は青色申告決算書等の写し
- ウ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- エ 本人確認書類
- オ 誓約書（様式第2号）
- カ その他町長が必要と認める書類

(2) 青色申告以外の申告を行っている場合は、次の全てを添付するものとする。

- ア 令和6年分の確定申告書第一表又は住民税申告書第五号の四様式表面の控
- イ 収支内訳書の写し
- ウ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- エ 本人確認書類
- オ 誓約書（様式第2号）
- カ その他町長が必要と認める書類